

有田町危険物安全協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、有田町危険物安全協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、伊万里・有田消防組合有田消防署内に置く。

(目的)

第3条 本協会は、発火性または引火性の危険物及び液化石油ガス（以下「危険物」という。）の安全管理の徹底並びに会員相互の融和と親睦をはかり、危険物に起因する災害の防止に努め、もって事業の健全な発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 消防関係諸法規の周知徹底に関すること。
- (2) 消防思想の普及宣伝に関すること。
- (3) 危険物に対する防火及び消防諸施設の調査（視察）並びに研究に関すること。
- (4) 危険物取扱者（液化石油ガスを含む）の研修に関すること。
- (5) 優良事業所及び優良従業員の表彰に関すること。
- (6) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業。

(組織)

第5条 本協会は、有田町内において危険物を貯蔵及び取り扱う事業所等並びに本協会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 会員

(会員の加入)

第6条 本協会に加入しようとする者は、一企業ごとに所定の入会届を提出し会長に入会を申し込むものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は、本会に対して次の権利を有する。

- (1) 総会に出席し意見を述べ議決に参加すること。
- (2) 本協会の役員を選出すること。
- (3) 本協会の事業運営状況等について、会長並びに役員に説明を求めること。

(会員の義務)

第8条 会員は本協会に対し、次の義務を負うものとする。

- (1) 会則および総会の議決に従うこと。
- (2) 本協会の会費を納付すること。

(会員の退会)

第9条 会員は、次の事由により退会するものとする。

- (1) 会員たる資格を喪失したとき。
- (2) 会員の退会届出を理事会において承認したとき。

第3章 役員、顧問及び事務局

(役員)

第10条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 1名

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員選任)

第12条 会長、副会長及び監事は理事の互選とする。

- 2 理事は推薦により総会においてこれを承認する。
- 3 幹事は伊万里・有田消防組合有田消防署署長をもってこれに充てる。

(役員)の辞職)

第13条 役員が辞職しようとするときは、会長に届け出るものとする。

(役員)の職務権限)

第14条 本協会の役員)の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会に出席し会務を議決する。
- (4) 監事は、本協会の会計及び会務を監査する。

(顧問及び参与)

第15条 本協会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長がこれを委属する。
- 3 顧問及び参与は、会長及び会員の諮問にこたえ、本協会の目的達成のため必要な事項につき意見を述べるものとする。

(幹事)

第16条 幹事は、本協会の庶務及び会計事務を統括する。

(事務局)

第17条 本協会の事務局を、伊万里・有田消防組合有田消防署消防3課内に置く。

- 2 事務局は、庶務及び会計事務に従事する。

(役員)の報酬)

第18条 本協会の役員は、無報酬とする。ただし、当協会業務のための出張等に対しては、旅費、日当等を支給する。

第4章 会議

(会議)

第19条 本協会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が収集し、会議の議長は、総会にあっては出席した会員の中より選出し、理事会にあっては、会長がこれにあたる。

(総会)

第20条 総会は定期総会と臨時総会とし、会員の2分の1以上の出席をもって議事を開き、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定、改廃に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 事業計画に関する事項
- (5) その他の本協会の維持運営に必要な事項

2 総会における議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の改正については、出席会員の3分の2以上の同意がなければならない。

(理事会)

第21条 理事会は、会長、副会長、理事及び幹事をもって構成し、過半数の出席で会議を開き、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 事業の実施及び予算の運用に関する事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

2 理事会における議決は、出席者の過半数によりこれを決する。

(会議の開催及び通知)

第22条 定期総会は、毎年1回、年度始めに開催する。

2 臨時総会は、必要ある場合に理事会の議決により随時開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めた時これを開催する。

4 総会及び理事会の招集は、開催の5日前までに書面をもって通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第5章 事務及び会計

(事業年度)

第23条 本協会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経費)

第24条 本協会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第25条 本協会の会員は、別に定める会費の基準（給油所については事業所ごと）による所定の会費を、毎年6月末までに納付するものとする。ただし、新規加入会員は、加入の月から別に定める会費を納付するものとする。

(簿冊)

第26条 本協会に、次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会則
- (4) 金銭出納簿
- (5) 予算及び決算に関する書類
- (6) 事業計画及び実施に関する書類
- (7) 議事録
- (8) 備品台帳

第6章 雑則

第27条 この会則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 本会則は、平成5年1月19日から施行する。
- 2 第19条第2項の一部を改正し平成7年5月16日より施行する。
- 3 第12条第2項の一部を改正し平成9年5月13日より施行する。
- 4 題名、第1条の一部、第2条の一部、第5条の一部、第12条第3項及び第17条第1項の一部を改正し平成18年3月1日より施行する。ただし改正前の会則により決定された事項については、改正後の会則で決定されたものとみなす。
- 5 第2条の一部、第12条第3項の一部、第17条第1項の一部を改正し、平成26年4月1日より施行する。
- 6 第6条の一部を改正し、令和2年6月1日より施行する。